

無料相談会のご案内



阪神支部では下記の通り、遺産分割協議書、遺言書、契約書の書き方等に関する無料相談会を定期的に開催しています。

場 所	日 時（祝祭日等休止あり）	連 絡 先（※要予約）
川西市役所（川西市在住、在勤の方のみ） 2階 生活安全課	毎月 第1火曜日 13:00～16:00	072-740-1333 （川西市役所生活安全課） 月～金曜
宝塚市 ピピアめふ 公益施設 6階 会議室 C	毎月 第3月曜日 13:00～16:00	06-6426-5123 （兵庫県行政書士会 阪神支部） 水～金曜
伊丹商工プラザ （伊丹市立産業振興センター 4階相談室）	毎月 第2火曜日 13:00～16:00	06-6426-5123 （兵庫県行政書士会 阪神支部） 水～金曜

※場所・日時は、会場の都合等により変更する場合があります。また、予告なく事業を休止する場合があります。

無料相談会 会場 アクセスマップ



川西市役所
川西市中央町12-1



ピピアめふ
宝塚市売布 2-5-1



伊丹商工プラザ
伊丹市宮ノ前2丁目2-2

日本行政書士会連合会のホームページで
お近くの行政書士を検索することが可能です。

日本行政書士会連合会ホームページ <https://www.gyosei.or.jp>

日本 行政書士

検索



行政書士会員検索
QRコード



得意分野会員検索方法
QRコード



- ① 会員検索ページをクリック。
- ② 利用上の注意をご一読いただき、「同意して検索する」をクリック。
- ③ 「事務所の所在地」からご希望の都道府県を選択。
- ④ ご希望の市町村をご入力し、ご用件に従い「主な取り扱い業務」をチェックし、検索ボタンをクリック。
- ⑤ 行政書士の検索結果一覧が表示されます。「詳細」を押すと事務所所在地や連絡先が表示されます。

発行者



兵庫県行政書士会
阪神支部

発行日 令和7年7月31日

ご相談・お問合せは

TEL06-6426-5123
FAX06-6426-5125

〒661-0025 尼崎市立花町3丁目29-12-101号

阪神支部

Facebook
ページ



わたしたち

兵庫県行政書士会 阪神支部です。

Kizahashi (きざはし) 第124号

令和7年7月31日 発行



阪神地区の皆さまとともに。

行政書士は、街の頼れる法律家です。

阪神地区の皆さまの身近なご相談相手として

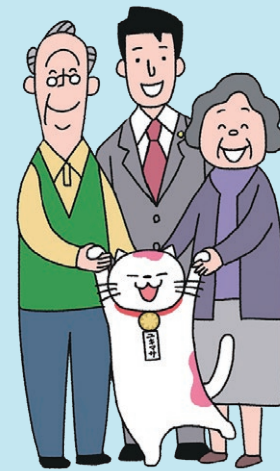
暮らしのお困りごと、仕事上のお悩みなどを承り、

許認可・登録申請、遺言や相続、

さまざまな契約・届出などの

相談から書類作成までをサポートさせていただきます。

どうぞお気軽にお声掛けください。



【 兵庫県行政書士会 阪神支部運営方針 】

本会
(兵庫県行政書士会)、
会員ならびに職員と
信頼を築きます

市民との
信頼を築きます

行政、
商工会議所等
との信頼を
築きます



兵庫県行政書士会
阪神支部

尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町

会員数：511名(令和7年7月1日現在)

ホームページ：<https://hanshin.hyogokai.or.jp/>

Facebook ページ：<https://www.facebook.com/gyoseisyoshi.hyogo.hanshin/>

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

兵庫県行政書士会阪神支部 運営方針

「ミッション(使命)」

行政書士倫理綱領を旨とする行政書士の団体として、地域課題に応える行政書士制度を発信し、市民からの信頼を得ることにより、行政書士制度を前進させることをととして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とします。

「ビジョン(展望)」

地域社会のなかで、どこよりも身近で、信頼され続ける支部となることにより、行政書士が、市民のためにいきいきと活躍できる環境を創出します。

「運営理念」

行政書士制度の信頼性を高めるための循環をつくり、ステークホルダーとの信頼を築きます。

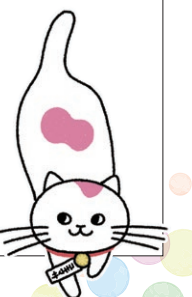
- 一、本会、会員ならびに職員と信頼を築きます。
 - 1 本会とは、連携のなかで、事業の成果や評価などを共有することにより、信頼を築きます。
 - 2 会員に対し、市民や地域社会等からの課題や要請に、的確に対応できるように会員の品位保持および資質向上を図るとともに、持続可能な支部運営を行い、行政書士が地域で活躍できる環境を創ることに、信頼を築きます。
 - 3 職員と共に、職務のなかでステークホルダーとの信頼を築きながら、幸せな生活を送るための働きやすい職場環境の整備改善を行うことにより、信頼を築きます。
- 二、市民と信頼を築きます。

さまざまな機会を活用した行政書士制度の発信を行い、市民から行政書士の良質な業務遂行に対する高い評価をいただくことにより、市民の皆様との信頼を築きます。
- 三、行政、商工会議所等の地域社会と信頼を築きます。

社会に対する責任をいかに果たすかを認識した組織運営を行うことにより、地域社会との信頼を築きます。

「行動指針」

- 一、さまざまな形で行政書士制度の発信に取り組みます。
- 二、支部ならびに会員の品位保持および資質向上に取り組みます。



令和7年度 兵庫県行政書士会 阪神支部 新役員就任のご報告

阪神支部 支部長 ごあいさつ



兵庫県行政書士会
阪神支部 支部長
辻村 さおり
(西宮市)



令和7年4月29日に開催されました第66回定期総会において再び支部長に選任いただき、新体制がスタートしました。

私たち兵庫県行政書士会阪神支部では、「持続可能な運営体制の実現」「時代の変化に即した社会への対応」をテーマに、「頼れる街の法律家」として行政書士制度の推進・デジタル社会の維持発展・自然災害の復旧・復興の支援の取り組みを行います。

この度、発行しました本誌「Kizhashi」では、阪神支部の活動や、行政書士の主な取扱い業務をご紹介します。

現在、阪神支部に事務所を置く会員数は500名を越えました。

行政や市民のみなさまに寄り添うことのできる行政書士は、みなさまのすぐ身近で活動しています。

ぜひ、地域の皆さまには各事務所の提供する「行政書士業務」を活用いただき、「頼れる街の法律家」を実感いただきたいと思います。

さて、今期も、10月1日(法の日)を中心として「広報月間」ならびに2月22日の「行政書士記念日」における市民公開講座などにより、行政書士制度の発信を強化します。

その一方で、会員同士の交流を通じて資質の向上・品位保持に努めることにより信頼性を高め、阪神支部会員ひとりひとりが、地域に根差した行政書士として皆さまのお力になれるよう全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副支部長 ごあいさつ

総務部担当 副支部長
早川 雄一
(西宮市)



第66回定期総会にて選任していただいた、総務部担当副支部長の早川雄一と申します。前年度は総務部担当理事のほか、本会にて法規部部長を務めておりました。このたび、このような大任を仰せつかり改めて身が引き締まる思いです。

さて、本年度の総務部は、役員等における運営体制の見直し、会員相互の親睦及びデジタル化・オンライン化の維持と継続的な検討等に重点的に取り組むことを計画しております。特に、運営体制やデジタル化・オンライン化は支部細則や業務処理基準深く関わるものであり、これまでの経験を活かして社会の変化に対応した形での整備を進めたく思います。また、納涼会や忘年会をはじめとする会員交流事業については、これまで同様に会員相互の親睦を深められる場をご用意するとともに、地域社会との情報共有や信頼関係の構築にも寄与できるようなものを実現すべく、意欲的な検討・準備を進めたく思います。

支部会員のみなさまにはご協力をお願いすることも多々あるかと思いますが、阪神支部の更なる発展のために、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

【事業内容】

- ・支部細則、業務処理基準の整備
- ・行政書士試験監督員の派遣協力
- ・会員交流事業
- ・総会運営
- ・支部事務局の持続可能な運営体制の実現
- ・地域社会との関係構築



企画部担当 副支部長
谷口 朝子
(西宮市)



企画部担当副支部長の谷口朝子と申します。第66回定期総会にて選任いただき、2期目の副支部長を務めさせていただきます。

企画部では、定期開催の3市無料相談会（川西市・宝塚市・伊丹市）、10月の行政書士制度広報月間における無料相談会、2月の行政書士記念日における市民公開講座を通して、行政書士が市民の皆さまにとって「頼れる街の法律家」として寄り添い続ける存在であることをアピールしてまいりたいと考えております。

これらの事業を健全に遂行するには、支部会員の皆さまのご理解とご協力が不可欠なものであると考えます。相談会事業においては、多くの相談員が必要になります。皆さまには、ぜひ積極的に相談員としてご登録をいただきたいと思います。行政書士の業務範囲は非常に広いため、それぞれの専門分野を確立しておられる個々の会員のお力添えは、市民の皆さまの幅広いご要望にお応えできるものであると確信しております。

微力ではございますが、精一杯務めてまいりたいと存じます。皆さまのご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

業務研修部担当 副支部長
森山 亮子
(宝塚市)



第66回定期総会で業務研修部担当副支部長を拝命いたしました、宝塚の森山亮子と申します。

コロナ渦を経て生活様式の変化とともに会場とweb配信とを組み合わせたハイブリッドでの研修が定着しました。今後も研修のオンデマンド配信などを活用し、より多くの会員のみなさまが快適でアクセスのしやすい環境で参加していただけるような研修体制の構築に努めてまいります。また新入会員研修では、多くの方に参加をいただいて支部の魅力をお伝えできるような工夫を重ねてまいります。業務研究グループにつきましても、昨年度もグループの設置があり活発な研究活動が行われました。引き続き業務研究グループの活動の周知を行ってまいります。急速に進むIT化、突然の災害がいつどこで起きてもおかしくない現代社会の中で、私たち行政書士がその時々でどのような形で地域社会に貢献できるのかを考えながら、意義のある研修の企画に取り組んでまいります。辻村支部長の掲げる運営方針のもと精一杯務めてまいりますので、会員のみなさまのご協力とご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【事業内容】

- ・行政書士広報月間の推進
- ・業務開発の調査、研究、推進
- ・社会貢献活動の推進

【事業内容】

- ・業務研修会の実施
- ・新入会員研修会の実施
- ・相談員研修会の実施

広報部担当 副支部長
具本 輝
(伊丹市)



第66回定期総会にて広報部担当副支部長に選任いただきました、具本輝と申します。

広報部におきましては、会員のみなさま、地域のみなさま、行政のみなさまに阪神支部の活動をより広く知っていただく広報活動を行ってまいりたいと考えております。具体的には支部広報誌「Kizhashi」の発行、支部ホームページ、Facebook ページ、メールマガジンの運営等を通じてタイムリーで正確な情報をお届けできるよう心がけていきます。また今年は支部設立65周年を迎えますので記念誌の発行も計画しております。

辻村支部長の掲げる運営方針のもと、自身の役割を果たすようがんばって参りますので、今後とも会員のみなさまのご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

【事業内容】

- ・支部広報誌の発行
- ・支部 HP、Facebook、メルマガ運営
- ・本会広報との連携
- ・支部広報のありかた検討



兵庫県行政書士会の SDGs！ (重要取組分野)

兵庫県行政書士会は、国連の提唱する
SDGs (持続可能な開発目標) に次のとおり貢献します



【I】SDGs 10 人や国の不平等をなくそう

兵庫県行政書士会は、あらゆる人の書類(パソコンやwebなどによる電磁的記録を含む。)作成及びその提出等を行う権利を擁護する活動を通じて、**SDGs10.2**をターゲットとして貢献します。



【II】SDGs 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

兵庫県行政書士会は、KEMS (神戸環境マネジメントシステム)を中心とした取り組みを通じて、**SDGs7.3**をターゲットとして貢献します。



【III】SDGs 13 気候変動に具体的な対策を

兵庫県行政書士会は、大規模災害時における被災者支援協力に関する協定及び事業継続計画(BCP)の取り組みを通じて、**SDGs13.1**及び**SDGs13.3**をターゲットとして貢献します。



【IV】SDGs 4 質の高い教育をみんなに

兵庫県行政書士会は、研修、セミナー及び法教育等の事業を通じて、**SDGs4.7**をターゲットとして貢献します。



【V】SDGs 3 すべての人に健康と福祉を

兵庫県行政書士会は、保健衛生及び公衆衛生に関する活動を通じて、**SDGs3.d**をターゲットとして貢献します。

※社会情勢に応じて、その他のゴール及びターゲットにチャレンジします。



令和6年度 行政書士記念日 市民公開講座



令和7年2月24日(月・祝)の13:00から川西市のキセラ川西プラザ(文化棟2階大会議室)にて、「人生百年時代を見据え、生前整理でこれからの人生を楽しむ過ごそう」と題して、阪神支部主催の市民公開講座を開催いたしました。

辻村支部長と兵庫県行政書士会の大口会長の開会のあいさつにつづいて、第1部は映画『お終活 再春! 人生ラブソディ』(2024年公開 香月秀之監督・脚本)を上映しました。実のところ、本作は昨年の公開講座で上映した映画『お終活~熟春! 人生、百年時代の過ごし方』(2021年公開 香月秀之監督・脚本)の続編にあたります。作品の梗概は省略しますが、前作の設定に引き続き高齢者夫婦それぞれのエピソードをメインストーリーとしつつ、父娘再会のサブストーリーが最終版で見事な伏線回収となる展開は豪華俳優陣のお芝居の良さもあいまって、前作同様にお見事な仕上がりました。

第2部は阪神支部相談役の本田圭会員を講師に、「行政書士によるわかりやすい相続セミナー」を行いました。とある方が亡くなられた設定で、だれが相続人になるのか、相続人とならないのか。そこから亡くなられた方の財産を相続するための手続きの流れを解説されました。

なおこの公開講座では、映画については字幕付きの上映とし、セミナーについては講師の解説の要約筆記を準備して、聴覚の不自由な方にもご参加いただけるようにしました。

松井副支部長の閉会のあいさつの後、本年も来場者プレゼントとして、アンリシャルバンティエの「しあわせサブレ(ユキマサくんのイラスト入り)」を参加者に配布いたしました。

作品情報『お終活 再春! 人生ラブソディ』
<https://oshu-katsu.com/2/>



令和6年度 行政書士制度広報月間実施説明会 3市無料相談会相談員研修・ 模擬相談会



兵庫県行政書士会阪神支部では、この活動を通してSDGsの達成に貢献します。



令和6年8月23日(金)の13:30から、東りいたみホールにて表題の事業を開催しました。辻村支部長のあいさつにつづき、さっそく説明会にはいります。

【第1部】行政書士制度広報月間実施説明会・品位保持研修

毎年10月1日が「法の日」ということから、10月を「行政書士制度広報月間」と定めており、阪神支部ではこれにあわせて無料相談会を開催しています。今年度の無料相談会についての企画説明が、企画部担当の松井副支部長からありました。あわせて、行政書士制度広報月間の趣旨、相談員の心構えと品位保持について説明がありました。

【第2部】相談員研修

続いて業務研修部担当の田中理事は、新入会員の

参加者も多いことから、「行政書士倫理綱領」にはじまり、行政書士法や施行規則をふまえた行政書士としての義務や他士業との業際問題について、相談員向けの研修を行いました。

【第3部】相談員による模擬相談会

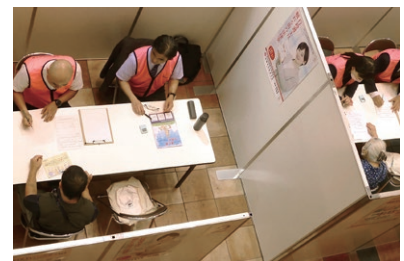
阪神支部では定期的に、伊丹市・川西市・宝塚市の3市において無料相談会を開催しています。現任の相談員や新規に相談員を希望する会員を対象に、5グループに分かれて模擬相談会を行いました。それぞれ相談員と相談者の役割を入れ替えて2ラウンドをこなし、その中で気づいた点などを検討しました。



令和6年度 行政書士制度広報月間 無料相談会



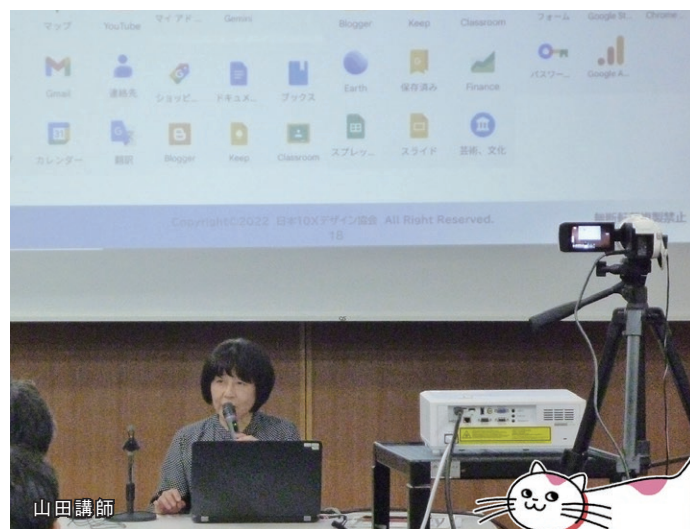
兵庫県行政書士会阪神支部では、この活動を通してSDGsの達成に貢献します。



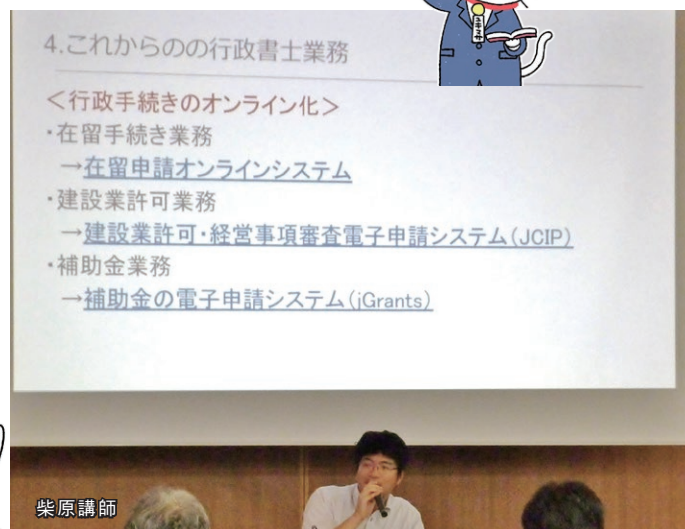
令和6年10月14日(月・祝)の10:00～16:00に、西宮市のアクタ西宮東館2階の中央広場にて、無料相談会を開催しました。この相談会は10月1日が「法の日」ということから10月を行政書士制度広報月間とし、毎年開催しています。

今年度は阪急西宮北口駅直結の商業施設での開催ともあつて、午前中だけで10件以上、午後からの件数とあわせて53件のご相談があり、7ブースを用意していたものの、一時的に3人前後のご相談者にはお待たせする場面もありました。なおご相談内容は、相続・遺言・贈与・法人設立などと幅広いもので、そのなかでも相続・贈与税や不動産登記に関する点は税理士や司法書士兼業の会員に対応いただいています。





山田講師



柴原講師

令和6年7月26日(金)の13:30から、西宮市のなでしこホールにて「行政書士業務のデジタル化、オンライン化」と題した研修会を開催しました。

第1部は「知って得する・使って得する 今日から始めるスモールDX Google 無料アプリ活用術」とし、株式会社ハーテックの山田幸子氏を講師にむかえ、タイトルのように各種のGoogleアプリの利用事例を紹介されました。事例としてGoogle翻訳のデモンストレーション、Googleキープによるメモ作成、Googleマップのタイムラインで過去の訪問記録、Googleビジネスプロフィールの活用から、アプリの共有や連携でできることとして、アンケートフォームからシートへの活用、メールやToDoリストへの連携といった事例も紹介されました。加えてGoogleのアプリを利用する際は、GoogleChromeの利用推奨も留意点として挙げられていました。

第2部は「行政書士のためのITツール活用術」として、阪神支部の柴原重太会員が講師となり、自身の活用事例を紹介されました。まずはどこにデータ保存するの?からはじまり、PC本体、外付け記録装置、クラウドサービスのそれぞれのメリットとデメリットを解説。次に、Googleアプリを使い、会場とオンライン参加者でテスト作業も行いました。講義の中で、2019年以前と2020年以降、すなわちコロナ禍の

中で、オンラインミーティングやオンライン行政手続きが拡大していったところ、代表的なものとして、在留申請や建設業許可(jcip)をとりあげられました。

他にも補助金業務(JGrants)においては、Gビズ取得とオンライン申請が前提であることなどから、行政書士として今後の事業者支援を考えると、デジタル知識は必須であることも強調されていました。

質疑応答では、「オンラインミーティングについて、顧客が慣れていない場合、準備が手間取らない方法は?」に対し、「だとすればGoogleのミートが望ましい」。「クラウド保存していても、バックアップの必要性は?」の質問に、「たしかにHDやSSDにするのがよいだろうが、結局はクラウドサービス業者の信頼度と障害発生確率の問題。リスクをどの程度許容するか否か」といった回答のように、41名の参加者(オンライン参加は16名)から積極的な姿勢が伝わりました。

その後、田中一行理事より不当要求防止責任者講習の案内があり、具本輝副支部長のあいさつで閉会しました。



山本講師



平成7年1月17日に発災した阪神淡路大震災から、30年の歳月を重ねました。令和7年1月21日(火)の13:30から、西宮市のなでしこホールにて「被災者の生活再建と行政書士に期待される役割」と題し、行政書士としてどのような知識を持って活動ができるかを学ぶための研修を行いました。なおこの会場受講とオンライン受講のハイブリッド研修の受講者ですが、会場受講が11名、オンライン受講が7名です。

第1部は「被災者の生活再建と行政書士に期待される役割」と題して、兵庫県行政書士会総務部の災害復興等支援小委員会の山本千恵委員長を講師にお迎えしました。

山本委員長は兵庫県行政書士会が参画する「近畿災害復興まちづくり支援機構」の一員として、輪島市や能登町などで被災者無料相談会の相談対応にあたられていました。以下に研修でお話いただいた要旨を記載します。

I. 支援制度と罹災証明書

被災者支援制度の利用にあたっては罹災証明書が非常に重要。罹災証明を求めるためには、被害状況を記録するべく動画や写真は必須。支援制度は大きく金銭支援と住まいの支援に分かれており、また被害判定の程度で支援の仕組みも変わるため支援施策についての整理も重要。

II. 行政書士の専門職としての役割

東日本大震災のケースでは津波による車両の流失があり、そのため大量の廃車手続きが必要だった。先述の罹災証明書は被災者から委任状を得て行政書士の申請代理も可能。実際に熊本地震の時は熊本会の果たした役割は

非常に大きいものだった。今般の能登地震では簡易なオンライン申請が普及していた。また今回、石川県での「なりわい再建支援補助金」の申請では、被災事業者の再建のための事業計画作成などで、申請要件を満たすべく支援にあたった。

III. 被災者の相談を受けるということ

相談会には「行政書士」だから相談に来るわけではない。相談員として、被災した相談者に「生活再建に向けて少しでも前進した」という実感をもってもらうことが重要。被災地にあつては自治体、行政評価局、単位会、士業団体合同で行うといった、いろいろな相談会が行われる。そのため相談員としては、①災害や被災状況に関すること、②復興までの流れ(緊急対応期、災害対応期、復旧復興対策期、復興支援期)、③公的支援策、④市町や行政機関の事務分掌、⑤他士業の専門分野(法務分野、福祉分野、技術分野)による支援といった情報の把握と整理も重要。

第2部のグループワークでは、3人一組の4グループを構成し、相談者と相談員の役割に分かれて模擬相談をおこない、その後、各グループでの発見や反省点をまとめ、意見発表を行いました。「相談員には、たとえば法務系と福祉系のコンビであたり、できるだけワンストップでできる仕組みがよい」、「被災者の相談を受けるにあたって、相談員が2名であれば、1名が対応、もう1名が調べものをするなどの役割分担もできればよい」といった意見がありました。

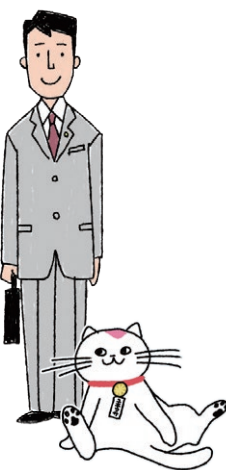
令和6年度 新入会員研修会



令和6年12月19日(木)の13:30から芦屋市商工会館にて、阪神支部の新入会員研修会を開催しました。新入会員21名をはじめ、参加者全員の自己紹介に始まり、総務部担当の谷口朝子副支部長による支部細則業務処理基準や、各担当副支部長からの実際の支部活動や今後予定されている行事についての説明を行いました。その後は政治連盟についての説明などがなされました。

前年度と同様に、北上雅弘相談役(昭和52年登録)、小川浩樹副支部長(平成21年登録)、田中一行理事(平成24年登録)、青山純子会計理事(令和元年登録)による、写真や概要を記載したシートを利用した事務所紹介です。それぞれ開業年数も異なり、事務所運営も自社ビル、共同事務所、自宅事務所、シェアオフィスということで、それぞれのスタイルが示されると、その後は意見交換会です。

- ・それぞれの事務所形態に向いている人は?
- ・固定電話の要否やアプリの活用法どのように?
- ・事務所や書類の整理方法(クラウドを活用した電子化)やサイバーセキュリティは?
- ・顧客の信頼を得るために心がけていることは?



といった基礎的な疑問から、

- ・補助者を雇用するタイミングや重視する点、組織体制の構築方法は?
- ・どのようなルートからの依頼が多いのか?
- ・参考書籍のおすすめ(インターネットとの比較において)は?

といった深く突っ込んだテーマに至るまで、新入会員が抱えている事務所運営上の疑問や悩みを解決するためのよいヒントが得られたと思います。

令和6年度 業務研究グループ 成果報告会



業務研究グループ成果報告会(令和5年度活動)



業務研究グループ成果報告会(令和6年度活動)



業務研究グループ成果報告会(令和5年度活動)

令和6年5月16日(金)13:30から、阪神支部の業務研究グループによる成果報告会を西宮市民会館401号室にて開催しました。これは阪神支部の業務研究グループ設置処理基準に定めのあるもので、令和5年度に支部会員により結成された2つの業務研究グループの成果報告です。

前半は相続土地国庫帰属制度研究グループ(代表は中野正治会員)による「相続土地国庫帰属制度等の民事基本法制の総合的な見直しについて」の研究報告です。中野正治会員は「不動産登記制度の見直し」、平山隆史会員は「相続土地国庫帰属制度」、島田敏博会員は「民法の改正(所有者不明土地制度)の主な改正項目について」と題し、発表をされました。

後半は所有者不明土地研究グループ(代表は三坂友章会員)による、「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しについて」です。その後「空き家対策特措法の改正と課題」と題し、要点を解説されました。

両グループの発表後は質疑応答の時間が設けられました。今回は参加者が40名、関心の高さがうかがわれました。

業務研究グループ成果報告会(令和6年度活動)

令和7年3月5日(水)の14:30から、阪神支部の業務研究グループによる成果報告会を川西市のアステールホール3にて開催しました。これは阪神支部の業務研究グループ設置処理基準に定めのあるもので、昨年度は三坂友章を代表者、中井幸江を会計責任者とし、河西麻耶、青山純子、小網智子、北野秀正、小手川領、青野明弘、宮原美穂の計9名の各会員により結成された「明日を創る行政書士グループ」による、「遺贈寄付制度の調査研究」と題した成果報告です。なお会場とweb配信をあわせて25名の参加がありました。

青野会員による遺贈寄付についての研究発表がありました。「個人が遺贈によって自己の財産の全部または一部をNPO法人、公益法人、学校法人などの民間の非営利団体や国、地方自治体などに寄付すること」ですが、様々なメリットがあるとともに、課題も多く抱えているとのことで、その事例を、行政書士が関与する視点から、詳細に紹介されました。

続いて三坂会員から補足説明があり、現金化が困難な資産について、遺贈者が生前に可能な限り現金化することの重要性を述べられました。

その後の質疑応答でも、多くの議論が交わされ、有意義な発表会となりました。

令和6年度 納涼会・忘年会

10 人の会を
つなぐ
SDGs
兵庫県行政書士会
阪神支部では、この
活動を通してSDGsの
達成に貢献します。



納涼会

令和6年8月23日(金)の18:00から伊丹市にある白雪ブルワリーレストラン長寿蔵にて、阪神支部の納涼会を開催いたしました。辻村支部長あいさつに続いて、ご来賓の大串正樹代議士と桜井周代議士のご祝辞をいただき、兵庫県行政書士会 大口晋会長の音頭による乾杯です。

今回は、Y's Saxophone Quartet (ワイズサクソフーンカルテット) の生演奏をご披露いただきました。ビール4種に白雪の日本酒3種ほかの飲物と料理を楽しみながらも、歓談の輪とともに名刺交換もさかんです。

続いて恒例の新入会員紹介では、12人の方に自己紹介をお願いしました。その後は恒例の景品のクジ引きをおこないました。ご当選された皆様、おめでとうございます！宴たけなわのところ、本田圭相談役の中締めで今晚はお開きとなりました。

忘年会

令和6年12月19日(木)の18:00から、阪神支部忘年会を芦屋モノリスにて開催いたしました。本田相談役からのあいさつに続き、ご来賓の兵庫県阪神南センター長の小林拓哉様のご祝辞を賜り、乾杯は兵庫県行政書士会の大口会長のご発声のもとに、高らかに杯をかがけました。

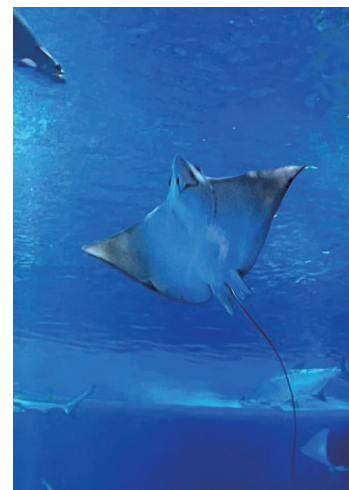
今回の余興として、小川副支部長のギターと早川理事によるクリスマスナンバーと、即製漫才コンビ「具早川」による一席で会場は盛り上がりしました。

酒肴と歓談に会員同士の交流も深まる中、阪神支部恒例の今年度の新入会員の自己紹介です。

その後は恒例の抽選大会です。今回は素敵な商品を用意しました。ご当選されたみなさまには、早めのクリスマスプレゼントになりましたね。さて宴もたけなわということで、谷口副支部長による中締めでお開きです。

令和6年度 秋を楽しむ レクリエーション

10 人の会を
つなぐ
SDGs
兵庫県行政書士会
阪神支部では、この
活動を通してSDGsの
達成に貢献します。



令和6年11月4日(月)、文化の日の振替休日に、阪神支部の秋のレクリエーションを実施しました。今回の目的が支部地域からそう遠くない須磨海岸ということもあり、現地集合・解散での開催となりました。

10:30に参加者60名(うち家族参加27名)が集合。まずは昨年9月にオープンした全天候型BBQテラス「IYURT CAFE&BBQPARK」のウッドデッキエリアにて、辻村支部長の開会あいさつに続いて大口本会会長の音頭により声高らかに乾杯！準備が大変なBBQは食材や器材が全てセットされており、あとは焼いて頂くのみ。メインのサーロインステーキやスペアリブをはじめ野菜もいっぱい大満足です。

3時間のBBQタイムで会員交流を深め、食欲を満たしたあとは、「神戸須磨シーワールド」に移動。ここはかつての「神戸市立須磨海浜水族園」を民営化して、この年6月1日リニューアルオープンした、「すべてのいのちは、こんなに大きい」をコンセプトに掲げた新たな

施設です。

オルカパフォーマンスやドルフィンパフォーマンスを家族と楽しむ会員、アクアライブでじっくりと水中生物ウォッチングに興じる会員、周辺施設で引き続き飲食・交流を楽しむ会員、須磨海岸での秋の景色を楽しむ会員と、フレックスな企画の中、それぞれに思い思いの楽しみ方ができたのではないのでしょうか。



令和7年度 第66回阪神支部 定期総会



兵庫県行政書士会
阪神支部では、この
活動を通してSDGs
の達成に貢献します。



令和7年4月29日(火)の「昭和の日」にホテルヴィスキオ尼崎にて14:00から、第66回阪神支部定期総会を開催しました。

辻村支部長のあいさつにつづき、来賓の兵庫県行政書士会の大口晋会長の祝辞をいただきました。この後、議案書において第2号議案の決算と第4号議案予算案の箇所数値の誤記があり、訂正箇所の報告がありました（これに関しては、会場出席の会員のみなさまには、訂正した議案書を入場時にお渡ししました）。

総会の成立宣言、議長（松村康弘会員）、副議長（小網智子会員）の選任の後、議長より議事録記録人（加来秀彦会員、松田純治会員）や署名人（前田研也会員、山下京子会員）の指名が行われました。

- 第1号議案「令和6年度会務報告及び事業実施報告」
- 第2号議案「令和6年度収支決算報告」
- 第3号議案「令和7年度事業計画」
- 第4号議案「令和7年度収支予算」
- 第5号議案の「支部細則一部改正」

第6号議案「支部役員選任」

第7号議案「本会理事候補者推薦」

上記の議案につき執行部からの提案説明と慎重な議案審議を経て、いずれも賛成多数で可決承認されました。

正副議長の降壇に続いて、本会の選挙管理委員長の小西正憲委員から、本会会長選挙の案内があり、第66回定期総会を終了いたしました。

総会終了後の懇親会は辻村支部長の開会のあいさつ、ご来賓を代表して阪神南県民センター長の團野礼子様からのご祝辞ののち、北上相談役による乾杯の発声ではじまりました。会員同士の名刺交換や近況報告で盛り上がるなか、こちらも支部恒例の新入会員紹介です。昨年度から今春にかけて入会された皆さんに自己紹介をしていただきました。歓談の名残も尽きぬところ、早川副支部長による中締めのあいさつでお開きとなりました。（役職は執筆当時）

兵庫県行政書士会 阪神支部 役員等

役 職	担 当	氏 名	事務所所在地
支 部 長		辻村 さおり	西宮市
副支部長	総務部	早川 雄一	西宮市
副支部長	企画部	谷口 朝子	西宮市
副支部長	業務研修部	森山 亮子	宝塚市
副支部長	広報部	具 本 輝	伊丹市
理 事	会 計	青山 純子	伊丹市
理 事	総務部	東田 正昭	尼崎市
理 事		中村 香織	尼崎市
理 事		柴原 重太	西宮市
理 事		東内 豊	伊丹市
理 事	企画部	秋山 雅一	尼崎市
理 事		薄木 公平	西宮市
理 事		永井 麻子	伊丹市
理 事	業務研修部	田中 一行	川西市
理 事		河西 麻耶	西宮市
理 事		中西 洋介	川西市
理 事	広報部	中村 馨乃信	芦屋市
理 事		齋藤 由夏	尼崎市
理 事		山口 和秋	尼崎市

監 事	小川 浩樹	西宮市
監 事	藤崎 陽子	伊丹市
網紀委員	松井 克仁	猪名川町
網紀委員	満岡 靖雄	川西市
支部相談役	北上 雅弘	宝塚市
支部相談役	大口 晋	西宮市
支部相談役	本 田 圭	西宮市

（令和7年7月1日現在）



行政書士の業務案内 市民の皆さまへ



行政書士は、法律を専門とする国家資格者の中でも、特に幅広い業務をこなす

皆さまの暮らしに密着した法務サービスを提供しています。

官公署に提出する書類だけでなく、

法律上の権利に関わる書類や事実を証明する書類を作成し、

相談にもお応えしております。

行政書士のシンボルで、徽章のデザインにもなっているコスモスの花言葉は「まごころ」

私ども行政書士は、皆さまの暮らしの中で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、

まごころと誠意を持ってお手伝いします。



遺言書を作りたい

遺言書には、本人が自ら手書きで作成する「自筆証書遺言」と公証人が作成する「公正証書遺言」、遺言内容を秘密にする「秘密証書遺言」があります。

遺言書には**法律で決められた効力**があり、遺留分侵害額請求権など相続人の権利にも配慮して作成すべき場合があります。行政書士は、依頼に基づき、公正証書遺言の原案作成、証人の就任等によって遺言者の支援を行います。

相続について知りたい

財産相続では、遺言書が無いときは、原則として相続人全員が書類により合意した文書に基づき、手続が進められます。

行政書士は、依頼に基づき、**遺産分割協議書**・財産目録・相続関係説明図といった必要書類を作成し、またそのために必要となる様々な調査も行います。

(不動産登記関係書類、税務関係書類、法的紛争が発生している場合の書類を除きます)



かしく離婚したい

離婚が決まるまでの道のりには、非常に大きなエネルギーが要るものです。しかも、**慰謝料**の額や支払い方法、子供の養育費や面会交流、財産分与など、思った以上に考えなければいけないことが山積みです。離婚の合意が成立しても、どうやって約束事を相手に守ってもらえるかという点も心配です。行政書士は、**離婚協議書の作成**を行うとともに、必要な支援を行います。

(当事者の身辺調査、示談の代理は行いません)



国際結婚をしたい

外国人が日本人や永住者と結婚し、適法に日本で在留する為には、婚姻手続に加えて、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の**在留資格**が必要となります。

このように、外国人が日本国内において在留を希望する場合、活動内容もしくは身分関係によって在留資格が必要で、様々な種類の資格とそれに応じた要件があります。

行政書士は、外国人の在留やその他日本で適法に活動するために必要な申請手続についてお手伝いいたします。なお、入国管理局への取次は、**申請取次行政書士**が行います。

家業を継ぎたい

お店や会社を引き継ぐとき、事業の種類によっては、事業主等の変更申請や**事業承継**の届出が必要となったり、新たに許可申請が必要となる場合があります。事業主の方が亡くなったときは、相続手続も併せて考える必要が生じることもあります。行政書士は、依頼に基づき、必要書類の作成、手続等を通して、事業承継のお手伝いをいたします。



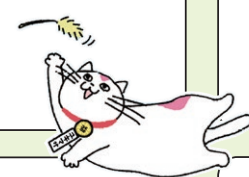
日本国籍をとりたい 日本で永住したい

外国人が日本国籍を取得するには、「**帰化許可申請**」が必要です。帰化許可申請には、一定の要件を満たしていることが必要で、在留資格や家族構成、就業状況等により、必要な証明書類や作成書類が異なります。また、日本で永住を希望する場合には、出入国在留管理局で「**永住許可申請**」をしますが、この申請でも在留資格や在留状況等によって異なる様々な要件があり、それに応じた証明書類や作成書類が必要です。行政書士は、国籍や永住に関すること、また、**涉外手続(国際結婚や離婚、相続、養子縁組等)**について、専門知識で外国人の方の手伝いをいたします。



農地に家を建てたい

田畑になっているところに、家を建てるには、**農地転用**の許可(届)申請をする必要があります。農地転用とは、農地とされている土地を、住宅地、工場用地、道路、駐車場などの目的で使用する土地に変更することです。また、**農地を売買する場合や農地を貸す場合**も許可が必要です。里道・水路(農道や農業用水路など)の使用(水路に橋をかける場合等)や工事承認(里道の舗装等)、用途廃止や売払いを受ける時も許可が必要です。行政書士はこのような土地等に関する各種申請手続を行います。



交通事故に遭った

交通事故でケガをしてしまった場合、治療費、休業損害、後遺障害等の問題が生じます。このような交通事故による人的損害を公平・迅速に補償する制度が**自賠責保険**です。自賠責保険の請求には様々な資料や書類が必要ですが、適正な補償を受けるためには専門的な調査が必要となるケースがあります。

行政書士は、**後遺障害に関する調査**をはじめ、自賠責保険に関する**資料収集や書類作成**をお手伝いします。また、示談成立後の示談書等、各種書類を作成します。



おひとり様で老後が心配

財産のこと、暮らしのこと、健康のこと、気がかりなことはたくさんあるけれど、**誰に相談してよいかわからない**、という方も多いのではないでしょうか。自分自身で財産管理や様々な手続等が難しくなったときの備えとして、**任意後見契約**があります。行政書士は、相談に基づいて、任意後見契約に関する書類作成等により、「おひとりさま」の老後の安心のため、お手伝いをいたします。

クーリングオフをしたい

売買契約等でクーリングオフの定めがある場合、**内容証明郵便**によってクーリングオフを行い、契約を解除することができます。内容証明は、差出人と日付を明示した文書を作成し、郵便局に謄本を保管することで、相手にどのような内容の文書が差し出されたかを証明する書類です。

行政書士は依頼に基づき、法的効力のある内容証明の文書を作成します。



自動車の車庫証明をしたい

車を買ったり、引越したり、車の所有者が変わったりして、自動車の新規登録や住所変更、名義変更の申請をする時に自動車保管場所証明書(**車庫証明**)の申請をする必要があります。解体などで廃車にする場合も抹消登録の手続が必要です。行政書士は、このような自動車登録に関する申請や車庫証明、その他自動車に関する申請手続を行います。



こんなことでお悩みの方、ADRを利用してみませんか？

子どもが自転車に乗って…

お店の看板にぶつかってしまい、弁償を求められました。



うちのワンコがお隣の…

飼い犬にかまれたので治療代を払ってほしいんです。



借りていた部屋の…

敷金返還のことで大家さんともめています。



日本で働いていますが…

上司に私の国の慣習を理解してもらえません。



ADR(裁判外紛争解決手続)は、当事者自身の話し合いを第三者がサポートする、裁判に頼らないトラブル解決の「助っ人」です。行政書士ADRセンター兵庫では、兵庫県内で起こった4つの分野について、トラブル解決のお手伝いをいたします。

- ① 自転車事故に関する紛争
- ② 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争
- ③ 居住用賃貸物件に関する敷金返還または原状回復に関する紛争
- ④ 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

お問い合わせ 行政書士ADRセンター兵庫(法務大臣認証番号:第111号) TEL:078-371-8823

行政書士の業務案内 会社経営者・個人事業主 の皆さまへ



行政書士は、企業を運営していく上で必須となる書類（契約書や議事録等）や
許認可に関する書類（許可申請書や変更届等）を作成する専門家です。

また、書類を官公署（市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等）に
提出する手続について代理することができます。

さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、
中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。

経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

会社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、
学校法人、組合等といった**法人の設立手続**とその代理（登
記申請手続を除く）を行います。

また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作
成を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面で
も様々なメリットが生まれます。

なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立
前に市町村や都道府県の認証・認可手続が必要とな
るものや、外国会社のように領事認証や在留資格
認定申請が必要となるものがあります。行政書士
は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各
種変更手続についても、総合的にサポートします。



契約書を作ってほしい

会社を運営していると、様々な取引を行う場面があります。
その際、多くの場合に契約書を取り交わす必要があ
ります。行政書士は、これら契約書の作成を行い、
将来発生しうる**法的なトラブルの予防**
のためのサポートを行います。



福祉事業を始めたい

障がい者向け就労支援事業などの**福祉サービス事業**を始
めるにあたり、各自治体では、様々な基準が設けられています。
行政書士は、これらの基準をクリアするために必要な書類作成
や手続を代理します。

運営について相談したい

行政書士は法人の設立だけでなく、設立後の運営に関しても
サポートしています。行政書士業務は、企業の事業活動全般に
ついて助言、提案を行う、いわゆるコンサルティング業務の一面
を有しています。経営者の良きパートナーとしても活用して
いただけます。行政書士が行う主な**中小企業支援**には、次
のようなものがあります。

- 事業計画支援
- 事業承継・事業引継ぎ支援
- 企業再生支援
- 経営革新支援
- 農業経営改善支援、農商工連携支援
- ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援
- エコアクション21認証・登録支援
- プライバシーマーク認証・登録支援 など

それぞれの分野について専門としている
行政書士がおり、活躍の場を広げています。



建設業の許可をとりたい

一定規模以上の工事を請負う建設業を営む場合は、都道府県
知事、または国土交通大臣の許可が必要です。
行政書士は、建設業許可の要否や、許可条件を満たしている
か否かを調査・判断し、必要な書類の作成及び代理申請を行
います。また、**公共事業の入札に参加**するには、経営事項
審査申請や、入札参加資格登録の申請等、煩雑な手続が必要
となりますが、それらの手続についても、代理することができ
ます。
数ある行政書士の許認可の申請業務の中でも、**建設業許可
申請**は、今も昔も、行政書士の代表的な業務の一つです。

会計記帳をお願いしたい

事業の経営状況を把握するためには、きちんとした**会計記帳**
が必要です。しかし、毎日記帳を行うのは大変なことです。行政
書士は、これら記帳業務をはじめ、**決算書、財務諸表など
の作成**を行います（税務申告業務は除く）。行政書士に依頼す
ることで、記帳業務に追われることなく、本来の業務に専念す
ることができます。



運送業を始めたい

**トラック等を使う貨物運送業やタクシー事業（旅客
運送業）**を始めるには、運輸局の許可が必要ですが、それ
には様々な要件があるだけでなく、多くの複雑な申請書を作成
し担当窓口へ提出しなければなりません。行政書士は運送事
業の申請代理を行うほか、開業にあたってのアドバイスやサ
ポートまで行います。

著作権について相談したい

著作権は作品（絵や文章など）を創作した時点で自動的に発生し
ますが、著作権を移転する場合の取引の安全性を確保したい、
あるいは著作権に関する権利関係を公示したい場合は、文化庁
による**著作権の登録制度**を利用することができます。行政
書士は、文化庁への登録申請業務を行います。また、著作権契
約その他著作権に関する相談を受け付けています。

外国人を雇用したい

外国人を雇い入れるには、入国管理局への申請手続が必要と
なる場合があります。入国管理局への手続は、原則として、外
国人もしくは法定代理人が自ら入国管理局に出頭しなければ
なりません。しかし、一定の研修を受けた行政書士で、外国人等
に代わって入国管理局で申請書等を提出することが認められ
た行政書士である「**申請取次行政書士**」に依頼すれば、
申請人は出入国在留管理局への出頭が免除され
るので、仕事や学業に専念することが可能です。専門知識を有
する申請取次行政書士が申請人の在留及び適切な雇用に
サポートいたします。



補助金制度を活用したい

国や地方自治体には、中小企業・小規模事業者向けの各種補助
金制度が用意されています。近年、これら補助金制度に関する
アドバイザーとしての役割を担う行政書士も増えており、
**発展や持続化を目指す中小企業・小規模事業者の
サポート**を行っています。

許可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県や市町村等、**行政の許
可や認可が必要な場合**があります。
許認可の種類には、次のようなものがあります。

〔廃棄物に関する許認可〕

- 産業廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 一般廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業許可 など

〔風俗営業に関する許認可〕

- 社交飲食店営業許可
- マージャン営業許可
- パチンコ・ゲームセンター営業許可
- 特定遊興飲食店営業許可
- 深夜における酒類提供飲食店営業の届出 など

〔リサイクルに関する許認可〕

- 古物営業許可
- 金属くず商許可
- 宅地建物取引業免許
- 建築士事務所登録
- 解体工事業登録 など



これらは、数ある許認可のうちの一部に過ぎません。行政書士
が扱うことのできる許認可に関する書類は、1万種類を超え
ると言われています。官公署に提出する申請書類の作成を業とし
て行うのは行政書士だけです。

民泊や旅館業を始めたい

民泊や旅館業を開業するには、営業開始前に保健所に必要書
類を提出し、その施設が基準を満たしているかどうか
の確認を受けたのち、**営業許可申請や届け出
等**の手続が必要になります。

行政書士は、実現したい店舗の形態に合わせて
必要となる書類を作成し、代理申請を行います。



知的資産経営について 相談したい

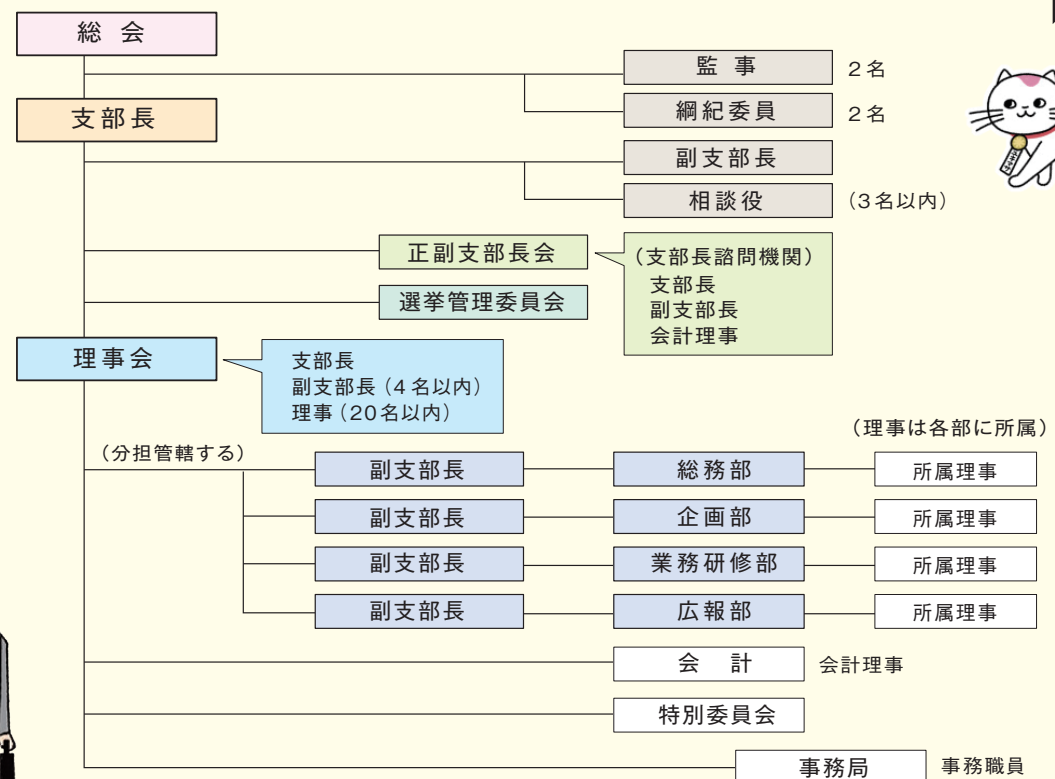
「**知的資産経営**」とは、企業の経営理念、人材、技術力、ノ
ウハウ、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等といった、**財
務データには表れない資産**（知的資産）のうち、自社の競
争力の源泉となっているものを見る化＝魅せる化することに
より、ステークホルダー（顧客・取引先・金融機関等）からの支持
や評価を得て、事業の発展に役立てる経営のことをいいます。
知的資産経営の成果をまとめた「**知的資産経営報告書**」を作成
し、開示・公表することは、経済産業省により推奨されています。
行政書士は、これら知的資産経営導入と知的
資産経営報告書の作成をサポートします。



兵庫県行政書士会 阪神支部 概要

区 域	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 猪名川町
所在地	〒661-0025 尼崎市立花町 3丁目 29-12-101号 TEL 06-6426-5123 FAX 06-6426-5125 受付：水曜～金曜 10:00～16:00
会員数	511名（令和7年7月1日現在）
設置根拠	兵庫県行政書士会会則に基づき設置された団体
上部団体	兵庫県行政書士会（本会） 〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町 1丁目 1番 3号 神戸クリスタルタワー 13階 TEL 078-371-6361 FAX 078-371-4715
他支部	神戸支部 摂丹支部 明石支部 加古川支部 東播支部 姫路支部 西播支部 但馬支部 淡路支部
沿革	昭和26年2月22日 行政書士法公布 昭和35年9月25日 兵庫県行政書士会 法定組織として結成 昭和35年12月1日 阪神支部設立 平成19年8月 支部事務所移転（尼崎市立花町） 平成22年2月22日 支部設立50周年記念式典開催 令和2年12月1日 支部設立60周年 現在に至る

組織図

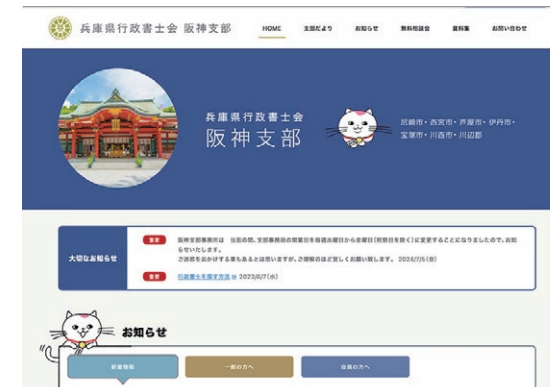


阪神支部って
だいたい
こんにゃとこ
だニャ!

阪神支部では、
さまざまな情報を発信しています。
ぜひお気に入り登録やフォローをお願いします。



ホームページ



相談会を初めとした各種行事のお知らせ、支部事務所の開局状況のお知らせ等を適宜掲載しています。
ぜひお気に入り登録をお願いします。

<https://hanshin.hyogokai.or.jp/>

上記 URL を直接入力

または

兵庫県行政書士会阪神支部で検索
スマートフォンの方はこちら ▶



Facebook ページ



兵庫県・阪神地区市町の情報、法令に関する情報、
主催行事の報告、支部事務所の情報等を幅広くタイム
リーに掲載しています。ぜひフォローをお願いします。

<https://www.facebook.com/gyoseisyoshi.hyogo.hanshin>

上記 URL を直接入力

または Facebook にて
兵庫県行政書士会阪神支部で検索
スマートフォンの方はこちら ▶



Kizahashi

これ1冊で阪神支部がわかるガイドブックとして、年1回発行しています。支部の概要、取組方針、活動実績等を掲載しています。これまでのバックナンバーもホームページから見るができます。ぜひご覧ください。

123号（令和6年7月発行）

122号（令和5年7月発行）

121号（令和4年7月発行）

